

公益社団法人日本山岳会宮城支部内規

制定 平成 28 年 4 月 24 日

追加 平成 31 年 4 月 21 日

追加 令和元年 10 月 18 日

(趣旨)

本内規は、公益社団法人日本山岳会宮城支部（以下「宮城支部」と言う。）規約第 23 条の規定に基づき、宮城支部の運営に関する細目について定めるものである。

第 1 本部・他支部等行事参加者への費用助成

- (1) 支部長が必要と認める公益社団法人日本山岳会催事行事（全国各支部催事行事を含む。）に参加する会員の代表者に対して費用助成する。
- (2) 費用助成する額は、役員会の審議を経て支部長が予算の範囲内で決定する。
- (3) 費用助成の申請手続きについては別に定める。
- (4) 費用助成を受けた者は、参加した行事の概要について支部長に報告しなければならない。

第 2 山行行事参加費(平成 31 年 4 月 21 日追加)

- (1) 宮城支部規約第 14 条第 2 項（平成 31 年 4 月 21 日改正）に基づき、支部長は宮城支部が実施する山行行事に参加した会員及び準会員並びに支部友会の会員から、参加費を徴収する。
- (2) 参加費は、当面の間、500 円とし、支部長が領収書を発行して徴収する。
- (3) 徴収した参加費は、宮城支部の会計に繰り入れる。

第 3 会員逝去時の弔意

- (1) 宮城支部規約第 7 条に規定する役員を務めた会員が逝去した時は、その逝去者に対し支部長の名において弔意を表するものとする。
- (2) 弔意は生花を供えるものとし、その費用は予算の範囲内で概ね 1 万円程度とする。
- (3) 上記規定により生花により弔意を表した時は、速やかに役員会に報告するものとする。